学校水泳授業受託・推奨クラブ認定規定

（目的）

第１条　本規定は、一般社団法人日本スイミングクラブ協会に加盟する東海支部内のクラブに対して、第３条の条件を満たしたクラブを学校水泳授業受託・推奨クラブとして認定するものである。このことにより、安心安全なクラブで、学校水泳授業が実施できることを広く告知することを目的とする。

（認定の名称）

第２条　認定にかかわる名称は、「学校水泳授業受託・推奨クラブ」とする。

（認定の条件）

第３条　認定は、次の定める条件を満たし、東海支部が認めたものとする。

（１）　次の資格者がクラブに常駐していること。

①　公益財団法人日本スポーツ協会認定上級水泳教師もしくは水泳教師資格保持者がクラブに１名以上常駐していること。

その資格を有さない場合は、一般社団法人日本スイミングクラブ協会と公益法人日本水泳連盟認定の学童水泳インストラクターと幼児水泳インストラクター資格保持者が１名以上常駐していること。

②　一般社団法人日本スイミングクラブ協会認定救急蘇生法適任者資格保持者又は安全水泳法管理者資格保持者又は日本赤十字社の水上安全法救助員資格保持者のいずれかの資格保持者が１名以上常駐していること。

（２）文部科学省が定めた『プールの安全標準指針』に基づいた水質管理を行っているプール施設であること。

（本協会安全水泳委員会のプール安全管理マニュアルを参考とする）

（３）施設プールの水温は、３０℃±２℃を維持していること。

（４）衛生管理の行き届いた更衣室があること。

（５）AED が設置してあること。そして、人工蘇生法訓練を毎年行っていること。

（６）事故が起きた時に対応できる施設賠償責任保険に加入していること。

（認定の内容）

第４条　認定を受けたクラブに対して、認定証並びに掲示用ステッカーを交付する。

また､「日本スイミングクラブ協会東海支部認定　学校水泳授業受託･推奨クラブ」の名称の使用を認める。

（認定の期間）

第５条　認定の有効期間は４年間とする。

（認定の更新）

第６条　認定の更新を希望するクラブは、４年ごとに更新申請に基づき認定を更新すること。

（認定の申請方法）

第７条　認定を希望するクラブは、次の必要書類を添えて東海支部事務局に申請すること。

（１）申請書

（２）資格証のコピー

（３）第三者検査機関発行のプール水の検査表（水素イオン濃度、濁度、過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑ消費量、 大腸菌、一般細菌）のコピー

（書類審査及び施設審査）

第８条　申請書等の審査は学校水泳特別委員会が行い、施設審査は各県選出の理事（副会長）が行う。

審査の結果は、速やかに学校水泳特別委員会より書面にて通知を行う。

（申請内容の変更）

第９条　認定を受けた時の申請内容に変更が出た場合は、所定の変更届を提出しなければならない。

（認定の取消）

第１０条　認定を受けたクラブが、次のいずれかに該当した場合、認定を取り消すものとする。

（１）認定取消の申請があったとき。

（２）虚偽その他の不正の申請により認定を受けたことが判明したとき。

（３）認定を受けたクラブが、第３条の認定条件に該当しなくなったとき。

（４）認定を受けたクラブが、クラブを廃止したとき

（細則）

第１１条　本規定で定めたものの他、必要な細則は理事会の決議により定める。

付則１．この規定は、令和７年１月２０日より施行する。